

特別強化事業関係資料

※昨年までと一部実施方法が変更されていますので
必ず内容をご確認のうえ事業を実施願います

平成29年度特別強化事業 強化費の交付にあたって 【必読】

1 強化費交付式について

期日 : 平成29年4月13日(木曜日) 13:30~15:00

場所 : 山形県スポーツ会館 2階 大会議室

内容 : (1) 指定証の交付 (2) 強化事業実施にあたって

参加者 : ○強化指定校・強化指定選手在籍高校代表 1名【強化費配分がある高校】

○専門部型強化は専門部代表 1名【専門部強化の競技で強化指定校・強化指定選手に該当する高校の出席は必要ありません】

*当日は強化指定校。指定選手該当校へ指定証が交付されます。その後特別強化事業実施について説明を行います。

*強化指定校、強化指定選手が在籍する高校において複数の部が指定されている場合は代表者 1名必ず出席願います。

*当日行われた強化事業実施についての説明資料の写しを該当部顧問に配布し、必ず説明会を開催し伝達願います。専門部型強化の専門部については、該当する高校顧問、個人が所属する高校顧問へ強化事業実施についての説明資料の写しを配布し説明内容を伝達願います。

2 強化費の配分について

(1) 3つの区分けで配分する

①前期(指定校・指定選手強化): 29年4月1日~6月1日の期間

②後期(直前強化) : 29年6月5日~全国高校総体開会まで

*強化指定校が複数ある場合・県高校総体の結果を見ないと代表校の選定が困難な場合は前期、後期に分けて配分する。

③一括 : 指定校の代表が確実視される場合。専門部から前期、後期一括での配分希望がある場合。前期後期合わせた強化費を一括で配分する。

(2) 後期配分について

①事前に後期配分案を作成し、各専門部長に内示する。

②強化指定校が複数ある場合は、後期強化費は代表権を獲得した高校へ配分する。

③強化指定校以外の高校が代表権を獲得した場合は、新たに強化指定校として追加し後期強化費を配分する。

④強化指定選手が代表権を獲得できなかった場合は、後期配分はしない。新たに代表権獲得した選手への配分については専門部と県高体連事務局が協議し決定する。

⑤県内開催競技で複数代表権を獲得できる競技において、後期配分予定額に差があり2校に配分が予定されている場合は、配分方法を専門部と県高体連事務局が協議し決定する。

3 事業の実施について

(1) 事業の計画及び報告について

- ① 前期、後期で強化費が配分されている場合上記期間で事業実施することを基本とするが、後期の強化費を前期の期間に使用することも可能。この場合、後期強化費配分予定があるかを専門委員長に確認願います。
- ② 計画については事業実施前に提出願います。
- ③ 報告については前期、後期一括で、最終事業終了後2週間以内に提出願います。
- ④ 事業実施にあたっては「平成 29 年度特別強化事業実施にあたっての留意事項」を確認し実施願います。

(2) 強化費の使用範囲について

- ① 大会期間中のトレーナーへの帯同経費は支給可能
- ② 強化事業実施期間は4月1日～大会前までとするが、以下の場合にも使用できる。
試合が始まる日を大会初日と考え、大会期間中ではあるが競技初日が競技開始日より遅い場合は（団体は一回戦開始日・個人であれば出場する競技日が2日目以降の場合）競技が始まるまでの期間は強化費を使用し事業を実施できる。但し、大会期間中、学校と県高体連から支出される旅費を、重複して使用することのないよう注意願います。
- ③ 「平成 29 年度特別強化事業実施にあたっての留意事項」を確認し実施願います。

4 29年度特別強化事業実施の際の手続きについて

- (1) 今回の手続きは各学校において、特別強化について協力と理解を深めるために行うものですので、お手数ですが対応の程よろしく願います。
- (2) 特別強化事業実施の際は「**特別強化事業実施の手順及び注意事項**」の内容を確認し、校長の決裁を受けて実施願います。
- (3) 大会までの期間が短い中での特別強化事業の実施になるため、各校長あてに別添「はばたけ世界へ南東北 2017」へ向けた特別強化事業の実施について、の文書で事業への協力を依頼（2月評議委員会で承認済）しますので、要項を作成し事業実施願います。
- (4) 「はばたけ世界へ南東北総体2017」へむけた特別強化事業を、山形県高等学校体育連盟・山形県教育委員会の主催事業に位置付けたことから、別添資料「**特別強化事業実施要項様式例**」を参考に、1事業ごとに要項を作成願います。

5 その他

強化費配分額については、29年度山形県予算が確定後決定となります。